

西中国信用金庫

〈特別年金定期預金プライム〉商品概要説明書

令和8年 5月 1日現在

1. 商品名	・特別年金定期預金プライム
2. 取扱期間	・令和8年5月1日（金）より令和9年3月31日（水）まで
3. 募集総額	・（募集総額）40億円 ・取扱期間において募集総額に達した場合は、取扱期間中でも終了させていただく場合がございます。
4. 販売対象	【他の金融機関で公的年金をお受け取り中のお客さま】 令和8年4月1日（水）より令和9年3月31日（水）の期間中に、当金庫に公的年金（国民、厚生、船員、共済、労災等）のお受け取り指定変更手続きをされたお客さま（同期間中に指定変更後の初回公的年金の振込が開始される場合を含みます） 【これから年金請求手続きをされるお客さま】 令和9年3月31日までに年金受給権を得られるお客さまで、令和8年4月1日（水）より令和9年3月31日（水）の期間中に、当金庫に公的年金を新たにお受け取り開始（指定手続きを含みます）されたお客さま 【ご注意】 令和8年3月時点で当金庫にて公的年金を既にお受け取り中のお客さま、または令和7年度に同定期預金をご利用のお客さまは対象となりません
5. 預入期間	・3か月 定型方式 ・自動継続式（元金継続） ・お預入れは、取扱期間中に公的年金のお受け取り手続きをされた日から3か月以内（お取扱期間を超えないもの）とします。 ただし、お受け取り手続きをされた日が確認できない場合は、取扱期間中の公的年金の初回振込日から3か月以内（お取扱期間を超えないもの）とします。
6. 預入	
預入方法	・一括預入
預入金額	・1人当り累計1,000万円迄
預入単位	・1万円以上1万円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします
8. 利息	
適用利率	・固定金利 年3.90% ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期または大口定期3か月ものの店頭表示の利率を適用します。
計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
利払時期	・満期日以後に一括してお支払いします。

9. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には、「利子所得」として源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
10. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優の適用を受けられる方は350万円まで非課税でご利用いただけます。
11. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約される場合には、解約日における普通預金の利率とします。
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口へご照会下さい。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱いは年金振込指定の店舗のみとさせていただきます。 ・お手続きにあたっては当金庫へ年金受け取り指定したことがわかる書類（年金請求書、受取機関変更届、普通預金通帳等）をご用意ください。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 <p>預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>